

大阪広域環境施設組合工場長会議運営要綱

(目的)

第1条 工場長会議（以下、「工場長会」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下、「環境施設組合」という。）が行うごみ処理事業を円滑に運営するため、ごみ処理施設における諸課題の解決に向けて検討、協議することを目的とする。

(構成)

第2条 工場長会は、環境施設組合が所管する工場の工場長及び施設管理課長代理（住之江工場担当）をもって構成する。

(座長)

第3条 工場長会の座長は舞洲工場長とし、会務を掌理する。

(運営)

第4条 工場長会は、毎月1回の開催を基本とし、必要に応じ座長の権限において臨時で開催することができる。

- 2 工場長が出席できない場合においては、当該工場の副工場長もしくは担当係長が代理で参加することができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、工場長以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 工場長会の庶務は、施設管理課が行う。

(報告等)

- 第6条 座長は、工場長会の議事録を作成するとともに、施設部長に報告しなければならない。
- 2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 工場長会における個人情報等については、これを第三者に漏らしては

ならない。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。